



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 条例

- *1 知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例 (人事課) 10
- *2 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 (") 11
- *3 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (") 11
- *4 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 (") 12
- *5 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 (") 13
- *6 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 (") 14
- *7 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 (") 16
- *8 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例 (") 17
- *9 和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (市町村課) 17
- *10 和歌山県民文化会館設置及び管理条例の一部を改正する条例 (文化学術課) 19
- *11 和歌山県立情報交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例 (情報政策課) 22
- *12 和歌山県外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する条例 (環境生活総務課) 24
- *13 和歌山県公害防止条例の一部を改正する条例 (環境管理課) 26
- *14 和歌山県消費者行政活性化基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例 (県民生活課) 31
- *15 和歌山県犯罪被害者等支援条例 (") 32
- *16 和歌山県飲酒運転の根絶に関する条例 (") 35
- *17 和歌山県自転車の安全利用の促進に関する条例 (") 39
- *18 和歌山県立青少年の家設置及び管理条例の一部を改正する条例 (青少年・男女共同参画課) 40
- *19 和歌山県地域医療再生臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例 (医務課) 41
- *20 和歌山県感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する条例 (健康推進課) 42
- *21 和歌山県国民健康保険広域化等支援基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例 (国民健康保険課) 42
- *22 附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (薬務課) 43
- *23 和歌山県営工業用水道事業条例の一部を改正する条例 (公営企業課) 43
- *24 和歌山県勤労福祉会館設置及び管理条例の一部を改正する条例 (労働政策課) 44
- *25 和歌山県森林環境譲与税活用基金の設置、管理及び処分に関する条例 (林業振興課) 45
- *26 和歌山県植物公園緑花センター設置及び管理条例の一部を改正する条例 (森林整備課) 46
- *27 和歌山県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 (道路保全課) 47
- *28 和歌山県和歌川河川公園設置及び管理条例の一部を改正する条例 (河川課) 47
- *29 和歌山県河川法施行条例の一部を改正する条例 (") 48
- *30 和歌山県都市公園条例の一部を改正する条例 (都市政策課) 49
- *31 和歌山県営相撲競技場設置及び管理条例の一部を改正する条例 (") 54
- *32 県民水泳場設置及び管理条例の一部を改正する条例 (") 55

*33	和歌山県立橋本体育館設置及び管理条例の一部を改正する条例	(〃).....	56
*34	和歌山県建築基準法施行条例の一部を改正する条例	(建築住宅課).....	58
*35	和歌山県港湾施設管理条例の一部を改正する条例	(港湾空港振興課).....	59
*36	和歌山県漁港管理条例の一部を改正する条例	(〃).....	60
*37	南紀白浜空港条例の一部を改正する条例	(〃).....	61
*38	和歌山下津港入港料条例の一部を改正する条例	(〃).....	63
*39	和歌山県マリーナ条例の一部を改正する条例	(〃).....	63
*40	和歌山県港湾占用料等徴収条例の一部を改正する条例	(〃).....	64
*41	和歌山県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例	(〃).....	65
*42	和歌山県海底の土地使用料徴収条例の一部を改正する条例	(〃).....	66
*43	和歌山県みなとまち条例の一部を改正する条例	(〃).....	66
*44	教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(教育委員会).....	67
*45	和歌山県立体育館設置及び管理条例の一部を改正する条例	(〃).....	68
*46	和歌山県立武道館設置及び管理条例の一部を改正する条例	(〃).....	70
*47	県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグ グウエーブ設置及び管理条例の一部を改正する条例	(〃).....	71
*48	和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例	(〃).....	74
*49	警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(警察本部).....	75
*50	和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例	(財政課).....	76

公布された条例のあらまし

◇	知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例	
1	条例概要	
	知事及び副知事の給与について、期末手当の支給割合を改めました。(第3条関係)	
2	施行期日	
	公布の日から施行します。	
◇	知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	
1	条例概要	
	県の財政状況を考慮し、知事及び副知事の給料及び期末手当の額を減ずる期間を延長しました。(本則関係)	
2	施行期日	
	公布の日から施行します。	
◇	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	
1	条例概要	
	和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、職員の給与について、期末手当及び勤勉手当の支給割合を改めました。(第23条及び第24条関係)	
2	施行期日	
	公布の日から施行します。	
◇	一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	
1	条例概要	
	和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、一般職の任期付研究員の給与について、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員の期末手当の支給割合を改めました。(第6条関係)	

リング	一式 1 日	3,340円	を
-----	--------	--------	---

「

--	--	--

」に

改め、別表備考 3 中「100分の108」を「100分の110」に、「108分の100」を「110分の100」に改め、同表備考 5 中「2,320円」を「2,360円」に、「1,540円」を「1,570円」に、「770円」を「790円」に改め、同表備考 6 を次のように改める。

6 体育場及び補助体育場をアマチュアスポーツに利用する場合における附属設備の利用料金の額は、この表に定める利用料金の額の 2 分の 1 の額とする。

別表備考 7 中「6(2)」を「6」に改め、同表備考 8 中「、会議室及び控室」を「及び会議室」に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、別表第 3 項中「及び控室」及び同項の表控室の項を削る改正規定、別表第 4 項の表中

ピアノ	1 台 1 日	3,340円	を
補助いす	1 脚 1 日	20円	

補助いす	1 脚 1 日	20円	に、
------	---------	-----	----

リング	一式 1 日	3,340円	を
-----	--------	--------	---

「

--	--	--

」に

改める改正規定並びに別表備考 6 から備考 8 までの改正規定については、同年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県立武道館設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 13 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第46号

和歌山県立武道館設置及び管理条例の一部を改正する条例

和歌山県立武道館設置及び管理条例（昭和44年和歌山県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

改正前

別表 (第14条関係)
1 武道場

種別		利用区分及び利用料金	
体育・スポーツの競技会その他催物に利用する場合		1時間につき <u>1,070円</u>	
体育・スポーツの練習に利用する場合	団体で利用する場合	一般人又は学生	1人1時間につき <u>110円</u>
		略	略
	個人で利用する場合	一般人又は学生	1人1時間につき <u>120円</u>
		略	略
期間を定めて体育・スポーツの練習に利用する場合	1か月	一般人又は学生	1人につき <u>660円</u>
		生徒、児童又は幼児	1人につき <u>530円</u>
	3か月	一般人又は学生	1人につき <u>1,700円</u>
		生徒、児童又は幼児	1人につき <u>1,190円</u>

別表 (第14条関係)
1 武道場

種別		利用区分及び利用料金	
体育・スポーツの競技会その他催物に利用する場合		1時間につき <u>1,050円</u>	
体育・スポーツの練習に利用する場合	団体で利用する場合	一般人又は学生	1人1時間につき <u>100円</u>
		略	略
	個人で利用する場合	一般人又は学生	1人1時間につき <u>110円</u>
		略	略
期間を定めて体育・スポーツの練習に利用する場合	1か月	一般人又は学生	1人につき <u>640円</u>
		生徒、児童又は幼児	1人につき <u>520円</u>
	3か月	一般人又は学生	1人につき <u>1,670円</u>
		生徒、児童又は幼児	1人につき <u>1,170円</u>

2 附属設備

種別		単位	利用料金
略		略	略
拡声器	アンプ	1基1日	<u>1,430円</u>
	マイク	1本1日	<u>340円</u>
略		略	略
扇風機		1台1日	<u>360円</u>
略		略	略

2 附属設備

種別		単位	利用料金
略		略	略
拡声器	アンプ	1基1日	<u>1,400円</u>
	マイク	1本1日	<u>330円</u>
略		略	略
扇風機		1台1日	<u>350円</u>
略		略	略

3 略
備考 略

3 略
備考 略

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 13 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第47号

県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ